

入 札 公 告

地方公務員等共済組合法施行規程第 28 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 1 0 月 7 日

警察共済組合警視庁支部

記

一般競争入札により、件名：「保健施設『シャレー奥多摩』土地・建物の売払い」を行います。

1 売却予定物件

資産名称 シャレー奥多摩（土地、建物）

所在地（土 地）東京都西多摩郡奥多摩町小丹波字高畑 2 8 6 番 1、2 8 7 番 1

東京都西多摩郡奥多摩町小丹波字桜久保 1 2 4 番 1、1 2 7 番 2、

1 3 5 番

（建 物）東京都西多摩郡奥多摩町小丹波字高畑 2 8 7 番地

（未登記建物）東京都西多摩郡奥多摩町小丹波字桜久保 1 2 4 番 1、1 2 7 番 2、

1 3 5 番

登記面積（土地） 5, 5 6 5. 3 0 m²

（建物） 1 7 6. 8 5 m²

未登記面積（建物） 3 0 5. 2 7 m²

最低売却価格	2 1, 0 3 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税込み金額）
--------	-------------------------------------

資産の内訳

○ 土地

番号	所在地（登記地番）	登記地目	地積（m ² ）
1	東京都西多摩郡奥多摩町小丹波字高畑 2 8 6 番 1	宅地	476.61
2	東京都西多摩郡奥多摩町小丹波字高畑 2 8 7 番 1	宅地	910.69
3	東京都西多摩郡奥多摩町小丹波字桜久保 1 2 4 番 1	山林	2,179.00
4	東京都西多摩郡奥多摩町小丹波字桜久保 1 2 7 番 2	山林	1,290.00
5	東京都西多摩郡奥多摩町小丹波字桜久保 1 3 5 番	山林	709.00
土地 計			5,565.30

○ 建物

番号	符号	種類	構造	延床面積 (㎡)
1		居宅	木造草葺平家建	137.19
	1	居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	19.83
	2	納屋	木造瓦葺平家建	19.83
建物 計				176.85

○ 未登記建物

番号	種類	構造	延床面積 (㎡)
1	ログハウス	木造スレート葺平家建	22.36
2	ログハウス	木造スレート葺平家建	22.36
3	ログハウス	木造スレート葺平家建	22.36
4	ログハウス	木造スレート葺平家建	29.81
5	ログハウス	木造スレート葺平家建	29.81
6	バンガロー	木造サイディング板張金属板葺平家建	22.85
7	バンガロー	木造サイディング板張金属板葺平家建	19.87
8	ログハウス	木造スレート葺平家建	64.54
9	炊事場	木造金属板葺平家建	18.00
10	炊事場	木造金属板葺平家建	29.81
11	便所	木造スレート葺平家建	6.61
12	便所	木造金属板葺平家建	11.10
13	便所	木造金属板葺平家建	5.79
未登記建物 計			305.27

※ 物件の引き渡しは、現状有姿で行います(必ず現地を事前に御確認ください。)

2 入札日程

(1) 入札公告期間

令和8年10月7日(水)～ 令和8年10月25日(日)

- (2) 入札参加希望者向けパンフレット「保健施設『シャレー奥多摩』土地・建物の売払いの御案内」の配布期間

令和8年10月7日（水）～ 令和8年10月26日（月）

- (3) 入札参加申込締切日時

令和8年11月4日（水）午後5時15分まで

※ 申込み期限までに所定の入札参加申込書等を警察共済組合警視庁支部あてに提出してください。入札参加申込書は、入札参加希望者向けのパンフレット「保健施設『シャレー奥多摩』土地・建物の売払いの御案内」の中にありますので、入札に参加を希望される方は同案内を受領の上、内容を御確認ください。

- (4) 入札日時

① 入札日時 令和8年11月13日（金） 午後1時00分

② 入札場所 東京都江東区東陽7丁目3番5号 東陽庁舎
警察共済組合警視庁支部事務局

③ 入札方法 入札書の郵送による入札を実施します。

- (5) 契約締結期限

落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して5営業日（土、日曜及び休日を除いた日）以内

- (6) 売掛代金納付期限

契約締結日の翌日から起算して20営業日（土、日曜及び休日を除いた日）以内

3 入札参加希望者向けパンフレット「保健施設『シャレー奥多摩』土地・建物の売払いの御案内」の配布場所

東京都江東区東陽7丁目3番5号 警察共済組合警視庁支部事務局（東陽庁舎）

電話 03-5635-1211（自動音声案内）

※ 郵送等による配布を希望する場合は、上記にお問合せください。

4 入札参加資格

個人、法人を問わず、どなたでも参加できます。ただし、次のいずれかの規定に該当する方は参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
- (4) 財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

5 用途の制限

売却する物件の用途については、契約書において次に掲げる制限が付されますので御注意ください。

- (1) 所有権移転の日から 5 年間、この物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- (2) この物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、この物件の所有権を第三者に移転し、又はこの物件を第三者に貸してはならない。

6 その他

(1) 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格のない者による入札
- ② 同一の入札において同一人がした2以上の入札
- ③ 不正行為による入札
- ④ 入札日時を過ぎて届いた入札
- ⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確な入札
- ⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑦ この公告及び入札参加希望者向けパンフレット「保健施設『シャレー奥多摩』土地・建物の売払いの御案内」の条件に違反した者の入札

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとします。

(2) 契約書作成の要否

作成します。

(3) 落札者の決定方法

落札者は次の方法により決定します。

- ① 有効な入札を行った方のうち、警察共済組合警視庁支部が定める予定価格以上で最高価格の金額で入札された方を落札者とします。
- ② ①に該当する者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札書に記載された「くじ引き番号」により落札者を決定します。
 - 入札書に3桁の数字を記載していただきます。
 - 当支部で3桁の番号を用意します。結果が出るまで公表しません。
 - 入札書に記載された3桁の数字と当支部で用意した3桁の数字の各桁同士を乗じて出た数字の1の位の和が最も大きい方を落札者とします。

例	A業者			B業者			C業者		
	1	2	3	2	4	6	7	7	7
	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支部番号	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	7	14	21	14	28	42	49	49	49
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
下一桁の和	7 + 4 + 1			4 + 8 + 2			9 + 9 + 9		
	12			14			27		
							落札		
							C業者を落札者とする		

(4) 所有権の移転等

- ① 所有権は、落札者が売買代金を完納したときに移転します。
- ② 所有権登記の手続は、所有権の移転後、落札者に行っていただきます。また、登録免許税等、登記に要する費用は、落札者の負担となります。
- ③ 所有権移転後、現地で境界を確認し、現状有姿で引渡しを行います。

7 売払いに関するQ&A

質問：Q1 一般競争入札による売払いとはどのようなものですか？

回答：A1 入札参加者が価格を競い合い、警察共済組合警視庁支部があらかじめ定めた価格以上の金額で、最も高い金額で入札した人と契約する方法です。

質問：Q 2 売買代金のほかにお金が必要ですか？

回答：A 2 売買契約書に貼付する収入印紙の代金と、所有権移転登記のための登録免許税が必要になります。

質問：Q 3 所有権移転登記の手続は、落札者が行うのですか？

回答：A 3 落札者に行っていただきます。また、所有権移転登記に要する費用についても落札者に負担していただきます。